



令和2年度 メイド・イン・ウベものづくり 支援事業補助金 募集要領 (新型コロナウイルス感染症対策版)



目 次

1	補助金の目的	[1 P]
2	補助対象者	[1 P]
3	補助対象事業	[1 P]
4	補助金額等	
	(1) 補助金額	[1 P]
	(2) 採択予定件数	[1 P]
	(3) 事業実施期間	[1 P]
	(4) 補助対象経費	[1 P]
5	申請の方法及び採択決定までの流れ	
	(1) 募集期間	[2 P]
	(2) 提出書類	[2 P]
	(3) 採択までの流れ	[2 P]
6	留意事項等	
	(1) 補助事業の開始時期等	[3 P]
	(2) 補助事業の経理等	[3 P]
	(3) 補助金交付に関する情報の公表	[3 P]
	(4) その他	[3 P]
	【別表1】 補助対象経費の区分ごとの説明	[3 P]
	【別表2】 メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金審査基準	[4 P]

宇部市商工水産部 商工振興課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号：0836-34-8355 FAX 番号：0836-22-6041

メールアドレス：syoukou@city.ube.yamaguchi.jp

1 補助金の目的

市内の中小企業者等の優れた技術を活用した新型コロナウイルス感染対策製品作りを支援することにより、感染対策関連の製品化と地域の産業振興を図ります。

市内の中小企業者等を対象に、補助事業に対する事業計画を広く募集します。

2 補助対象者

補助対象となる者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 市内に活動拠点を有する中小企業者等(注1)であること。
- ② 市税の滞納がないこと。

(注1) 「中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(個人を含む)の他、事業の遂行能力があるとして特に認められる者をいいます。ただし、大企業と一定基準の関係にある中小企業者(資本金の2分の1以上を大企業が出資、役員が2分の1以上が大企業に属する者など)は大企業とみなし、中小企業者等に含まれません。

3 補助対象事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に貢献する事業。
- (2) 本補助事業完了後1年以内に製造・販売またはサービスの提供開始が見込まれること。
- (3) 同年度内に国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業ではないこと。

4 補助金額等

- (1) 補助金額 … 補助対象経費の3分の2以内で限度額150万円
- (2) 採択予定件数 … 1件程度
- (3) 事業実施期間 … 交付決定日から令和3年3月31日まで
(ただし、やむを得ず次年度への繰り越しが必要と認めた場合は、この限りではない。)
- (4) 補助対象経費 … 機械装置・工具器具費、賃借料、消耗品費・原材料費、謝金・費用弁償、外部委託費、使用料、通信運搬費、産業財産権の出願等に要する経費、旅費・販路開拓費

※ 経費区分ごとの詳細は、「【別表1】補助対象経費の区分ごとの説明」を参照。

※ 以下に該当する経費は、補助対象になりません。

- 交付決定日以前に発生した経費
- 補助事業の完了期日を過ぎて発生した経費

- 人件費
- 補助事業の申請等に必要書類の作成・送付等に係る費用
- 補助事業資金として調達する借入金及び借入金に係る利息等の費用
- 汎用性があり、補助事業の用途以外に使用される可能性を否定できないもの（パソコン、プリンター、コピー用紙、文房具等）
- 他の取引との相殺払いとした経費
- 上記のほか、社会通念上、公費の支出対象として不適切と認められる経費

5 申請の方法及び採択決定までの流れ

(1) 募集期間

令和2年6月25日（木曜日）から8月31日（月曜日）まで

(2) 提出書類

以下の書類を作成し、宇部市商工水産部商工振興課まで提出してください

（令和2年8月31日（月曜日）17時必着）。

- ① メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業の内容を分かりやすく示す資料（概要資料、説明図面等）
- ④ 会社概要が分かるもの（パンフレット等）
- ⑤ 直近2ヵ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書など）
- ⑥ 市税に滞納がないことを証する証明書

※ 提出部数について、①～⑤は6部、⑥は1部

※ ①②の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

(3) 採択までの流れ

① 事前調査の実施（申請書提出後から9月下旬）

・提出書類の受付後、必要に応じて、申請者に対し、市から事業計画に関するヒアリングを実施します。

② 審査会の開催（10月上旬開催予定）

- ・有識者を交えた審査会を開催し、申請者によるプレゼンを行っていただきます。
- ・審査会は非公開とし、原則として、申請者以外は審査会場に入れません。
- ・審査は、製品開発の目的・目標の的確性及び独創性、事業計画及び実施体制の妥当性並びに製品化の可能性などの観点から審査します。

※ 審査基準は「【別表2】メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金審査基準」を参照。

③ 交付・不交付の決定（10月中旬予定）

審査会の結果等から交付・不交付を決定し、申請者に対して書面で結果を通知します。

6 留意事項等

(1) 補助事業の開始時期等

補助事業の開始は交付決定日以降となり、事業完了後は、実績報告書を提出していただきます。また、補助金の交付は、原則として事業完了後の精算払いとなりますが、必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1の範囲内で前金払いをすることができます。

(2) 補助事業の経理等

補助事業に係る経理は、他の既存事業等と明確に区分して処理する必要があります。また、補助事業により取得した財産（試作品、機械装置等）及び伝票類等の関係書類は、補助事業完了後5年間、補助事業者において整理・保管する必要があります。

(3) 補助金交付に関する情報の公表

交付決定後に、補助事業者の名称・所在地・補助事業名（テーマ名）・共同研究又は事業連携先名称・交付決定額等を公表するようになります。

(4) その他

上記のほか、その他の詳細は、「メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金交付要綱」を参照してください。

【別表1】補助対象経費の区分ごとの説明

経 費 区 分	経 費 説 明
機械装置・工具器具費	○機械装置、センサー・RFID等のIoTを構成する装置・部品、通信機器類の購入（あるいは自社製造費用（社内労務費を除く）に要する経費 ○工具器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入（外注による製作品を含む）に要する経費 ○パッケージソフトウェア購入及び設定に要する経費 ○機器保守又は修繕に要する経費 ※税抜単価50万円までを対象経費とする。 ※実績報告に記載する補助事業の実施期間を超える保守期間の保守経費は対象外。
賃借料	○機械装置等の借用に要する経費 ○クラウド使用料及び通信に要する経費 ※実績報告に記載する補助事業の実施期間を超える借用期間の賃借経費は対象外。 ※作業等に要する土地・建物の賃借経費は対象外。
消耗品費・原材料費	○消耗品、原材料等の購入に要する経費 ※補助事業に係る経理事務や市への報告等に要する事務経費は補助対象外。
謝金・費用弁償	○外部（専門家）等から技術指導等を受けた場合に指導員等に支払われる謝金や交通費

外部委託費	○学術研究機関等への委託研究・依頼試験等に要する経費 ○市場の調査・分析等に要するコンサルタント費用 ○機械装置等の設計・加工・設置等の外部委託に要する経費
使用料	○学術研究機関等の開放機器や会議室等の使用（利用）に要する経費
通信運搬費	○試作品等の運搬・郵送等に要する経費
産業財産権の出願等に要する経費	○補助事業に関連する製品等の国内での産業財産権の取得に 必要な出願料、出願審査請求手数料及びこれらの申請に係る弁理士費用 ※出願に要する経費のみを対象とし、特許料、登録料、異議申立等に係る経費は対象外
旅費・販路開拓費	○情報収集、会議、販路開拓等のために必要な出張旅費として社員等に支払われる経費 ○展示会等出展費、広告宣伝費 ※補助対象経費のうち旅費・販路開拓費は、補助対象経費総額（上限 300 万円）の 1/5 以内とする。 ※旅費は、事業者の旅費規程に基づき支給される額の範囲内とする。
その他市長が特に必要と認める経費	他のいずれの区分にも属さない経費で、補助事業の実施のために市長が必要と特に認める経費

【別表2】メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金 審査基準

審査項目		審査基準		配点
I	製品開発の目的・目標の的確性及び独創性	①	製品開発の目的は明確で、目的を達成するための目標・課題の設定は適切か。	25 点
		②	優れた技術や地域資源等活用して製品化を図るものであるか。 ※産業財産権の取得（予定）の有無等	
II	事業計画及び実施体制の妥当性	③	補助事業の事業計画は妥当で、適切に実施できると見込まれるものになっているか。	30 点
		④	補助事業に係る予算の規模・内容は妥当で、補助事業の資金計画等に問題はないか。	

		⑤	実施体制が整っており、役割分担は適切であるか。	
Ⅲ	製品化等の可能性	⑥	市場について、きちんと調査・検討がされているか。 ※開発する製品の市場の規模・ニーズ、競合製品・競争相手の把握、顧客の絞り込みなど	45点
		⑦	製品化後の製造・販売体制について、地元を配慮した検討がされているか。	
		⑧	製品化後の販売計画がきちんと検討されているか。 ※販売計画、資金調達の見通しなど	
		⑨	補助事業完了後、1年以内に製造・販売の開始が見込まれるものであるか。	

※宇部市のSDGsの推進に貢献している事業所及び事業については、加点措置（最高10点）を講じます。

≪申請書の提出先及びお問い合わせ先≫
 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
 宇部市 商工水産部 商工振興課
 TEL : 0836-34-8355 FAX : 0836-22-6041
 E-MAIL : syoukou@city.ube.yamaguchi.jp